

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と既存の取引関係を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(重点項目)

一般社団法人花の国日本協議会の農林水産省助成事業 国産花き需要拡大推進協議会が行う「花のSDGs～ウェルブルミング～花店と花流通の環境アクション活動」の運営に参加しており、企業間の連携(オープン・イノベーション)による花の効果効用と花業界の環境アクション推進に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

当社と「仕入先もしくは下請事業者(以下、仕入先等)」との取引においてパートナーシップ構築の妨げとなるおそれがある取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、仕入先等と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、仕入先等の適正な利益を含み、仕入先等における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形等の支払条件

当月1日より当月末迄に納品頂いた仕入等代金を、翌月末日迄に銀行振込にて支払います。(休日の場合は、前の営業日に支払います。) またお取引金額によって、手形等で支払う場合には、割引料等を仕入先等の負担とせず、「でんさい(電子記録債権/60日サイト)」でのお支払いにて、あらためてご相談する場合があります。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、仕入先等に対し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、仕入先等取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には可能な限り取引関係等の継続に配慮します。

令和 6 年 12 月 20 日

株式会社 東京 堂

企 業 名

代表取締役社長 鈴木 勝 美

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。